○当麻町奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、当麻町に定住し、かつ当麻町又は近隣市町に就業する者が就学のために貸与を受けた奨学金等を償還するための経費の一部を補助することにより、当麻町の発展に寄与する意志がある者への支援はもとより、町へのＵＩＪターンの促進と人口流出の抑制、人口減少時代における定住人口増加及び地域企業の労働力確保を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）奨学金等　独立行政法人日本学生支援機構法（平成１５年法律第９４号）第１４条第１項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金、その他地方公共団体独自の奨学金をいう。

（２）事業所等　事業を行う個人又は法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（３）大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専修学校、高等学校（本科・別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）をいう。

（４）正規社員等　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

（ア）雇用保険の適用事業所に就業する者であること。

（イ）正規雇用又は非正規雇用の者で雇用保険に加入している者であること。

イ　個人で農業等を営む者又はその事業に従事する者（以下「自営業者等」という。）

（５）町税　当麻町町税の滞納に対する制限措置に関する条例（平成１７年条例第１８号）に定める町税をいう。

（６）近隣市町　旭川市、鷹栖町、東神楽町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱により補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

（１）初回の申請においては大学等を卒業（修了）してから５年以内の者。

（２）大学等の在学期間中に奨学金等の貸与を受け、その償還を行っている者。

（３）申請を行った月の属する年度において、償還義務のある奨学金を全額償還した者。

（４）奨学金等の償還に対し、他からの補助を受けていない者。

（５）過去に当麻町アグリサポート事業実施要項に定める進学補助を受けていない者。

（６）償還月以前から町の住民基本台帳に記録されており、現に居住し、かつ、補助金の交付を受ける年度の末日から５年以上継続して居住する見込みである者。

（７）大学等を卒業（修了）した後、当麻町又は近隣市町の事業所等に正規社員等として就業している者（公務員は除く。）で、補助金の交付を受ける年度の末日から５年以上継続して就業する見込みである者。

（８）町税等（前住所地における市町村税を含む。）の滞納がない者。

（９）当麻町暴力団排除条例（平成２５年条例第２６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象期間）

第４条　補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月からその年度の末日までとし、継続して３６ヶ月間を限度とする。

（１）当麻町内に住所を有することとなった日。

（２）正規社員等として当麻町又は近隣市町の事業所等に雇用されることとなった日または自営業者等として事業に従事し始めた日。

（３）奨学金等の償還が開始した日。

（４）申請を行った年度の初日。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、奨学金等の償還額全額とする。ただし、一月における補助金の額は２万円、一の年度における補助金の額は２４万円を上限とし、補助金に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

２　繰上償還による奨学金等の償還金額は、前項に規定する償還金額に含まないものとする。

３　複数の奨学金等の償還がある場合は、当該奨学金等の償還金額を合算した額を補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、交付を受けようとする年度において、償還義務のある奨学金等を全て償還し、当麻町奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

（１）奨学金等の貸与を証する書類の写し。

（２）奨学金等の借入残額、申請年度の償還額、償還開始月及び償還期間が確認できる書類の写し。

（３）大学等の卒業証明書等の写し。

（４）雇用（在職）証明書（第２号様式）又は農業等に従事していることを確認できる書類。

（５）誓約書（第３号様式）。

（６）個人情報目的外利用に関する同意書（第４号様式）又は市町村税等の滞納がないことを確認できる証明書。

（７）本人確認書類。

（８）その他町長が必要と認める書類。

２　初回申請時から次年度以降も継続して申請する場合は、第１項第１号及び第３号の提出を省略することができる。

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、当麻町奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第５号様式。以下「交付決定通知」という。）により当該申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　前条の規定による交付決定通知を受けた者は、申請を行った年度における奨学金等の償還が完了した時点で、当麻町奨学金返還支援事業補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

（１）当該年度における奨学金等の償還額がわかる書類。

（２）その他町長が必要と認める書類。

　（補助金の交付確定及び交付）

第９条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合するものと認めたときは補助交付額を確定し、当麻町奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（第７号様式）により交付決定者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により確定した補助金を当該交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１０条　町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（１）補助対象期間内において第３条に規定する交付要件を満たしていないことが判明したとき。

（２）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）その他町長が適当でないと認めたとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行う場合は、当麻町奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（第８号様式）により通知するものとする。

（報告等）

第１１条　町長は、申請者及び決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和６年４月１日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。